

令和2年分の所得税の『還付申告』は、事前にご相談を受け付けいたします！

令和2年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日（火）～3月15日（月）となっておりますが、以下の内容で申告される方を対象に、事前の申告相談をお受けいたします。なお『青色申告』や『申告分離課税、損失の繰越し、贈与税、住宅借入金等特別控除の初年度の方』は、役場では受け付けできませんのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更または中止となる場合があります。その際は、情報メール斉配信サービスと町公式ホームページでお知らせします。



申告に来られる皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、役場への来庁にあたり、**マスクの着用、入口での検温およびアルコール消毒**をお願いいたします。また、風邪の症状がある場合や体調に異変を感じている方は、来庁を控えていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、お断りする場合があります。

【受付時間】 午前9時～11時 午後1時～3時

【受付場所】 新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、会場を2カ所に分け受け付けます。

- 役場1階 多目的ホール ・営業、農業、不動産収支内訳書の作成が必要な方
・住宅借入金等特別控除2年目以降の方
- 役場5階 食堂 ・上記のいずれにも該当しない方

期 日	申告内容
2月9日（火）、10日（水） 12日（金）、15日（月）	・所得税が源泉徴収されている給与所得の方や、年金所得の方で申告をされる方 ・農業所得の『収支内訳書』を作成して毎年役場で申告されている方

【休日相談】 2月21日（日）、28日（日） 午前9時～11時

申告に必要なもの（チェックリスト）

- 申告書（税務署、町から送付を受けた方）または、お知らせはがき
 - 印鑑（スタンプ式以外）
 - 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
 - 申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
 - 国民健康保険税、介護保険料の支払額が分かる書類、国民年金保険料の支払証明書
 - 障害者手帳・療育手帳など
 - 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - 医療費控除の明細書、医療費通知、または医療費の領収書（原本）、および保険金や高額医療費などで補てんされる金額が分かる書類 **※医療費控除の明細書は事前に作成してください**
 - 住宅借入金等特別控除申請書と借入金の年末残高証明書
 - 本人確認書類 マイナンバーカード（個人番号カード）、または通知カード
- ※代理申請の場合は、代理人の身元確認（個人番号カードや運転免許証）、申告者の番号確認（個人番号カードまたは通知カード）
※利根町以外に居住している方を、扶養親族として申告する場合は、その方の『住所・氏名・生年月日・個人番号』が必要です。

所得税が源泉徴収されている給与所得の方や、年金所得の方で申告をされる方へ

下記のような場合は確定申告の相談を受け付けします。

- ①給与所得のみで、年末調整の内容に変更が生じて申告が必要な方
- ②給与所得のみで、収入金額が103万円以下で還付を受ける方
- ③給与を2カ所以上から受けている方
- ④年金所得のみの方や、給与所得と年金所得の双方ともある方で、所得控除（社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦、ひとり親、障害者、配偶者、扶養、雑損、医療費、寄附金などの控除）の申告をされる場合
- ⑤年金を2カ所以上から受けている方

●医療費控除について

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和2年1月1日から令和2年12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、申告することにより所得税が還付される場合があります。

医療費控除額の計算方法

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} = 10\text{万円または所得金額の5\% (いずれか少ない方の金額)} - \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

農業所得の『収支内訳書』を作成し、申告される方へ

農業所得の申告は、収支計算による「収支内訳書」の添付が必要のため、一般の方より相談時間が長くなります。農業所得に係る伝票（出荷伝票）や領収書を保存して、帳簿などに記帳し、集計することが必要となりますので、収入や必要経費の計上方法および減価償却費の計算などでよくわからない方は、申告期間中は大変混雑しますので、申告相談期間に必要な書類を持参してご相談ください。

お早めに「収支内訳書」の作成の準備を進めましょう。

なお、収支計算には、次のことも確認しておきましょう。

- 昨年申告した「申告書の写し」と「収支内訳書の写し」
- 減価償却資産（農機具や倉庫）の「取得年月日・取得価額」、「耐用年数」および「償却率」

必要なもの 「収支内訳書の下書き書」

「申告に必要なもの」のほかに、伝票（出荷伝票）や領収書または農産物の数量などを集計した「収支内訳書の下書き書」をお持ちください。

また、作成に当たり、次のことが必要となります。

- 販売した農産物などの出荷伝票、請求書、領収書などの記録および保存
- 家事消費（自宅用や親族または知人への贈答用）した農産物の数量の記録
- 事業消費（育苗用や農地の借地料の対価として支払った米など）した農産物の数量の記録
- 年末に在庫（未販売および未消費）となった農産物、肥料、農薬、諸材料などの記録
- 経費の領収書や請求書などの保存および記録

竜ヶ崎税務署からの重要なお知らせ

【ID・パスワードをお持ちの方へ】

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Taxが便利です。

多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくてもマイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。なお、平成31年1月以降、確定申告を税務署の確定申告会場で行い、申告の際に、併せて、e-Taxに使用できるID・パスワードの発行を受けていただいている方は、令和3年1月以降、ご自宅などでパソコンやスマホから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、税務署で発行を受けたIDとパスワードを入力すれば、e-Taxで申告することができます。

ID・パスワードを使った確定申告は大変便利です。次の確定申告は、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からID・パスワードによるe-Taxをご利用ください。

※1 申告書作成から送信まで、税務署で行った作業と同様の手順となります。

※2 ID・パスワードは、お手元の「ID・パスワード方式の届出完了通知」でご確認ください。

※3 マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は「マイナンバーカード方式」によるe-Taxがご利用いただけます。

【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※ 令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

【公的年金等を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

問い合わせ先

・竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303（自動音声案内） 〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5

・役場税務課 町民税係 ☎68-2211（内線203・204・205）